㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。
㋒　基礎形式が深礎杭で、杭長15m以上、かつ、杭径４m以上の工事。
㋓　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋で、かつ、最大支間長が95m以上の工事。
㋔　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。
㋕　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。また、㋓及び㋔は㋐の要件を満たす同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「単体有資格業者の同種工事」の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）又は２）の要件を満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）橋梁下部工事の実績を有する場合
Ⓐ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
Ⓑ　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。
Ⓒ　基礎形式が深礎杭の工事。
Ⓓ　上記Ⓐ及びⒷは同一工事の施工実績を有し、Ⓒは同一工事でなくてもよいが、Ⓐの要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

２）橋梁上部工事の実績を有する場合
Ⓐ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
Ⓑ　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋の工事。
Ⓒ　上記Ⓐ及びⒷは同一工事の施工実績を有すること。

「単体有資格業者の同種工事」の施工実績及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓖ　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。
㋒　基礎形式が深礎杭で、杭長15m以上、かつ、杭径４m以上の工事。
㋓　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。
㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋で、かつ、最大支間長が95m以上の工事。
㋒　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。
㋓　上記㋐から㋒までは同一工事の施工実績を有すること。

「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」及び「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓗ　本工事に異工種ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

ⓘ　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ⓙ　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ⓚ　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑴　入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記４⑵ⓑに持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

ⓜ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間は担当する橋梁下部工事又は橋梁上部工事のそれぞれの施工期間に現地に専任で配置できること。

ⓐ　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ⓑ　単体有資格業者及び経常ＪＶの配置予定技術者においては、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑴ⓕ㋐、㋑及び㋓の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記⑴ⓕ㋐及び㋑は同一工事の経験を有し、㋓は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの経験を有すること。共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）橋梁下部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記⑴ⓕ㋐及び㋑の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記⑴ⓕ㋐及び㋑は、同一工事の経験を有する者であること。）。

２）橋梁上部工事の施工を担当する配置予定技術者は、上記⑴ⓕ㋐及び㋓の要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（上記⑴ⓕ㋐及び㋓は、同一工事の経験を有する者であること。）。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社の配置予定技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の担当するそれぞれの施工期間において、現地に専任で配置できること。